

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

豊かな自然と共生する環境基盤づくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、高知県高岡郡梶原町

## 3. 地域再生計画の区域

高知県高岡郡梶原町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

梶原町は、高知県北西部の愛媛県との県境に位置し、面積236.51km<sup>2</sup>と広大で、その91%を森林が占めており、地形は急峻な四国山脈に抱かれて傾斜地が多く、平坦地は町を二分するように南流する四万十川水系の梶原川とその支流沿いに点在している自然豊かな山間の町である。

交通網は、県都高知市より82km、高幡広域圏の中心都市須崎市より47km、また愛媛県の松山市、宇和島市からもそれぞれ約100km、51kmの位置にあり、古くから土佐（高知県）から伊予（愛媛県）へと続く主要な道として「梶原街道」があり、幕末には坂本龍馬などが脱藩した道として広く知られている。現在は、国道3路線、県道6路線が町内外と通じており南四国の交通、物流の中継点として、交通網的には恵まれている。しかし、国道197号と現在整備中の国道440号以外の国道・県道及びその幹線道路に接続する町道等は狭隘な未改良箇所が多く交通網に恵まれた立地条件を十分に発揮出来ていない状態にある。また、交通量の多い国道197号と整備後は交通量増大が見込まれる国道440号は、町中心部を単なる通過点とはさせない施策を推進していく必要がある。

当町の基幹産業である林業では、総合振興計画の基本理念である「森林と水の文化構想」の計画の一部として、四国山脈に建設してある風力発電施設の買電収益の一部を森林間伐への補助金として活用し、森林の適切な管理とそれに伴う水資源の確保を行っている。また、木質ペレット工場を建設し、間伐材等の未利用資源を活用する事により、林業従事者の収入向上と、ペレット燃料による自然エネルギーの推進を行っている。しかし、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化や後継者不足による労働力の減少等林業を取り巻く環境は厳しさを増しており、低コストでの造林、保育や利用間伐による収益

向上を行う必要がある。

このため、観光拠点作りと道路の整備を行い、観光客を町中心部に導入する事により、人・物の動きを活性化させ地域に活力を与えるとともに、林道網整備を行い、搬出コスト削減と利用間伐の促進を行う事によって、林業従事者に活力を与え林業振興を図り、「豊かな自然と共生する環境基盤づくり」を目指すこととする。

(目標 1) 通過型から滞在・体験型観光客を増やすことによる地域活性化

(町内入込み客数：109千人→120千人に増加)

(目標 2) 基幹産業である林業の振興

(間伐実施面積の10%増加)

(木質ペレットの生産量：625ton→1,800tonに増加)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

地域の基幹産業である林業を振興し、未整備森林や間伐材の有効利用を行うため、大型機械の搬入出来る道路改良を行うとともに、搬出コスト縮減や、利用（搬出）間伐を促進させるために、「林道九十九曲線」の開設とその林道と県道を結ぶ「町道広野線」の改良を行う、また幹線林道東津野城川線と県道を結ぶ「林道大郷長谷線」の部分改良を行い森林へのアクセス道路を強化する。加えて、利用間伐の受け入れ先として木質ペレットの販売促進を行う。また、通過観光客を町中心部へ誘導するために新たな観光拠点の整備おこない、地域に活力を与える。

### (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に昭和58年3月22日に認定済み。
- ・林道：森林法による四万十川地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。

#### 【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・町道（梶原町） 梶原町
- ・林道（梶原町） 梶原町

### 【事業期間】

- ・町道（平成21年度～25年度）、林道（平成21年度～25年度）

### 【整備量及び事業費】

- ・町道 590m、林道3,345m
  - ・総事業費 696,895千円（うち交付金348,448千円）  
（内訳）町道 200,000千円（うち交付金100,000千円）  
林道 496,895千円（うち交付金248,448千円）

### （5-3）その他の事業

地域再生法により特別の措置を活用するほか、「豊かな自然と共生する環境基盤づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①現在ある太郎川公園施設のリフレッシュと、町中心部に物産PR・観光案内施設を建設し、入り込み客を増大させる。
- ②国土交通省の「地域活力基盤創造交付金」を活用し、町道の整備をおこない、地域住民、観光客の利便性向上を行う。
- ③補助事業を活用した林道・作業道整備を行い林道網の整備を行う。
- ④町産材を使用して建築した、家屋に対して補助を行い町産材の利用促進を行う。
- ⑤「梶原町水源地域森林整備交付金事業」による間伐事業への補助を行い適正な森林管理を行う。
- ⑥林業生産地において効率的に施業の行える森の工場づくり（団地化）を推進し、計画的な森林施業と効率化を行う。
- ⑦地産地消の推進、農業振興に向けて、ハウス栽培への木質ペレット利用と、町民へのペレットストーブ購入補助等を行い、木質ペレット利用先拡大を推進する。
- ⑧民間企業との「協働の森づくり」により森林再生と地域との交流を通じて、森林の二酸化炭素吸収量の増加（地球温暖化防止）、地域の活性化、雇用機会の創出を促進する。

6. 計画期間

平成21年度～平成25年度

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、改善すべき事項の検討等を行うこととする。



8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

〈添付資料一覧〉

1. 地域再生計画の区域図
2. 地域再生計画の工程表
3. 道整備交付金による施設整備の整備箇所図
4. 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

## 地域再生計画の工程表

		H21	H22	H23	H24	H25	
支援措置	道整備交付金の活用						<b>豊かな自然と共生する環境基盤づくり</b>
○町道及び林道の一体的整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道（林道と県道をつなぐ広野線の整備）</li> <li>・林道（広野地区の広野九十九曲線の整備）</li> <li>・林道（上本村地区の大郷長谷線の整備）</li> <li>・事業期間 平成 21～25 年度</li> </ul>							
その他の事業							
○関連事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光拠点づくり</li> <li>・地方道路臨時交付金事業</li> <li>・林道・作業道路網整備</li> <li>・町産材の利用促進</li> <li>・間伐等の森林整備による健全な森林育成</li> </ul>							

（工程表説明）

- 平成 21～25 年度に道整備交付金を活用し、町道・林道の一体的な整備をおこない森林へのアクセス改善、森林施業の効率化を図り、林業振興を図る。
- 平成 21 年度より、東区再生委員会等の住民組織を中心とした観光拠点作りの検討を行う。
- 20 年度に引き続き、町産材利用住宅への補助及び、間伐事業への補助をおこない木材利用促進を行う。

## 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

